

教育行政 執行方針



教育長 田中 敏行

令和8年第1回定例会の開会にあたり、令和8年度の鶴居村教育委員会所管行政の執行に関し、主要な方針を申し上げます。

1. 教育行政に臨む基本姿勢

グローバル化の進展や Society 5.0の到来、地球規模の気候変動、大規模な自然災害の発生、不安定さを増す国際情勢、少子高齢化の加速化など、私たちの社会は一段と先を見通すことが困難な状況にあり、まさにVUCA^{*1}の時代にあると認識しています。

こうした時代を生きる子供たちが、自ら社会を創り出していく「持続可能な社会の創り手」として成長していくためには、学校教育の果たす役割はこれまで以上に重要となっています。

また、国が策定した第4期教育振興基本計画では「日本社会に根差したウェルビーイング^{*2}の向上」をコンセプトの一つとしており、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるよう、教育を通してウェルビーイングを向上させることが求められています。

このような現状を踏まえ、令和8年度の教育行政を推進するに当たっては、鶴居村第5次総合計画に掲げる「鶴居村に誇りと愛着をもち、豊かな人間性を備えた『鶴居びと』」を育てることを基本目標として、学校・家庭・地域・行政・関係機関における「連携・つながり・協働」、そして、「教育は人なり」をキーワードに施策に取り組んでまいります。

2. 主要な施策

次に、令和8年度に取り組む主要な施策を申し上げます。

(1) 学校教育の充実

第1は、「学校教育の充実」についてであります。

変化が激しく予測困難な時代に、未来に向けて自らが社会の創り手となり、持続可能な社会を維持・発展させていく人材の育成が求められています。

ア 新しい時代に必要となる資質・能力の育成

このため、学校教育では、新しい時代に必要となる資質・能力を育成するため、ICTを効果的に活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、学習指導要領のもとで「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を一層推進していきます。

具体的には、各校において、資質・能力の3つの柱^{*3}を総合的に捉えて、教科等横断的な視点から教育課程を編成し、各教科等の内容を児童生徒が身に付けることができるよう取り組みます。また、あらゆる教科等に共通した学習の基盤となる資質・能力^{*4}を教育課程全体で育んでいけるよう取り組みます。各校で指導方法の工夫・改善を図るとともに、「全国学力・学習状況調査」や「標準学力調査」などを通して、児童生徒の学習の状況や学力の定着状況を把握・分析し、教科指導等の充実改善を図ります。さらに、これまでの教育の実践とICTの活用を最適に組み合わせ、教育の質の向上を目指していくためにも、学校間・教員間で格差が生じないよう、鶴居村教育研究所と連携して、効果的な実践例の共有や教員同士の学び合いなどを促進するとともに、ICT支援員業務委託などの支援体制を整備します。

学校教育の土台は、学校、子供、保護者、地域の信頼関係に基づくところが大きく、人と人とのよいつながりが、子供たちの成長を支えていくものと考えます。「教育は人なり」をもとに、各校においても、それぞれのつながりを大切にしていきます。

イ 豊かな心の育成

次に豊かな心の育成についてですが、多様な価値観に接する中で、自他の違いを認め合える人間力、規範意識、自他の生命の尊重、自己肯定感、自己有用感、思いやりの心、困難を乗り越え物事を成し遂げる力等の育成を目指し、各校では道徳の時間において、「考え、議論する道徳」の授業を展開することをはじめ、学校の教育活動全体を通して「豊かな心の育成」に取り組めます。

また、全ての子供たちが「いじめは絶対に許さない」という意識を持ち、望ましい人間関係を構築するなど、子供の健やかな成長を促す生徒指導が求められていることから、各種測定ツールを用いた客観的データを活用して児童生徒理解の充実を図るとともに、児童生徒間のいじめの問題については、積極的認知、早期発見、早期対応を徹底します。生徒指導の重層的支援構造^{*5}をもとに、特に発達支持的生徒指導を学校全体で組織的に取り組みます。

併せて、社会が多様化する中で、子供たちを取り巻く環境も複雑・困難性を増し、学校だけでは解決・対応できない問題が生じる場合もあることから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー^{*6}などの専門家

*1 VUCA……現代は、将来の予測が困難な時代であり、その特徴である Volatility 変動性・Uncertainty 不確実性・Complexity 複雑性・Ambiguity 曖昧性の頭文字をとってVUCAの時代と言われている。

*2 ウェルビーイング……身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

*3 資質・能力の3つの柱……知識及び技能＝何ができるか、何を理解しているか（思考力・判断力・表現力等＝理解していること、できることをどう使うか）（学びに向かう力・人間性等＝どのように社会に世界と関り、よりよい人生を送るか）

*4 学習の基盤となる資質・能力……言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力

*5 生徒指導の重層的支援構造……①発達支持的生徒指導 ②課題予防的生徒指導（課題未然防止教育＋課題早期発見対応） ③困難課題対応的生徒指導

*6 SC…カウンセリングを通じた心のケア、教員と連携した支援 SSW…家庭や地域の環境、社会的問題に対処、支援

の派遣も含め生徒指導・教育相談体制の充実を図ります。

ウ 健やかな身体の育成

次に、体力の向上については、引き続き、各校で体育授業をはじめ様々な運動機会を通して、運動の楽しさや健康の保持、体力の向上など「健やかな身体の育成」に取り組みます。

一方で、「全国体力・運動能力・運動習慣等調査」では、本村の児童生徒の体力・運動能力は、おおむね全国平均を上回る状況にはありますが、課題もみられることから、引き続き、体育の授業改善や体力向上の取組を推進します。

また、学校と家庭が連携して、健康教育・食育の充実に取り組み、望ましい生活習慣・食習慣の定着など、生涯にわたって心身ともに健康な生活を送るための資質・能力の育成を図るため、「学校保健計画」や「食に関する指導の全体計画」の作成と活用、PDCAサイクルの実現に向けた取組を推進します。

エ 多様な教育ニーズへの対応

次に、多様な教育ニーズへの対応についてですが、特別支援教育にかかわっては、村内各校の特別支援学級に在籍する児童生徒や通常の学級に在籍する特別な配慮を要する児童生徒に対する指導及び支援の充実がより一層求められていることから、一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実を図るため、児童生徒の障がいに応じた特別支援学級の設置や必要な支援員を配置します。

また、通常の学級に在籍する特別な配慮を要する児童について、児童や保護者の教育的ニーズがあう場合には、障がい等に応じた特別の指導を通常の学級に在籍したまま行う「通級による指導」を実施できるよう、本村独自の指導者の配置や通級指導教室の希望人数によっては、道教委と連携して、他自治体の教員による巡回指導の組み合わせによる仕組みを取り入れます。

オ ふるさと教育の充実

次に、ふるさと教育の充実についてですが、鶴居村に誇りと愛着をもち、豊かな人間性を備えた「鶴居びと」を育てるため、地域資源を活用した学習の充実を図るとともに、地域の産業を理解し、望ましい勤労観や職業観の育成を図ることが重要です。

そのため、各校では、国の天然記念物であるタンチョウ、国立公園の釧路湿原などの貴重な地域資源や今日的な課題などの地域課題をテーマとして、総合的な学習の時間などを中心に、9年間の学びのつながりを見通した探究的な活動に取り組むとともに、教育委員会が鶴居村教育研究所と連携して作成した小学生用の補助教材「郷土読本つるい」を活用したふるさと学習を推進します。また、鶴居の産業をより理解し、誇りと愛着が深まるよう、効果的に体験活動が実施できるよう支援していきます。

加えて、令和4年に発せられた「鶴居村ゼロ・カーボンシティ宣言」を踏まえ、学校における環境教育の推進・充実を図るため、児童生徒が楽しみながら脱炭素の意義や環境保全の取組を理解できるよう、北海道立総合研究機構と足寄町にご協力をいただき、鶴居村教育研究所と連携して、現在「つるいGREENすごろく」作成しています。完成後は、これを活用し、ふるさと学習を兼ねた環境教育の取組を実施していく予定です。

学校給食においても、地場産物を積極的に活用するこ

とで地域理解を促進する「ふるさと給食」を引き続き実施します。

また、キャリア教育については、中学生を対象に村内の関係機関にご協力いただきながら職業体験学習を引き続き実施するとともに、児童生徒が小学校から高校までキャリア教育にかかわる学びのプロセスを記述し、振り返ることができる「キャリアパスポート」を学校段階を越えて活用することで、社会的・職業的自立に向けた能力の育成を図ります。

主権者教育と融合したふるさと教育として、「ふるさと創生中学生派遣交流事業」では令和8年度より新たに、「日本で最も美しい村」連合に加盟する静岡県川根本町との交流を実施し、中学校と連携して、生徒が村づくりについて考える機会とするとともに、この事業と連動した形で「中学生議会」を開催し、生徒が鶴居村の魅力や課題の探究と地方自治の仕組みを主体的に学ぶことができるよう取り組みます。

なお、この中学生議会において、令和5年度に中学生議員から「国際交流の機会を増やしてほしい」との提案を受けたことを踏まえ、令和7年度に実施した釧路管内の高等教育機関にご協力をいただき、そこに在籍する留学生との交流事業を継続するとともに、新たに、総合的な学習の時間を中心とした教育大学生と児童生徒との連携を図る取組を企画します。

(2) 社会教育の振興

第2は、社会教育の振興です。人生100年時代を迎え、村民の皆様が生涯を通じて学び、その成果を生かせる環境をつくることが重要です。

このため、村内関係団体と連携し、多様な学習機会の提供と住民同士のつながりを促進するとともに、スポーツ、文化・芸術活動の機会の確保・充実に努めます。

ア 生涯学習・社会教育の振興

具体的には、教育委員会主催の「生涯学習講座」の実施はもとより、住民提案型講座である「鶴居学びの広場」事業を通して村民のサークル活動を支援するほか、関係機関と連携して多様な講座等の情報提供に努め、学び続ける学習者の育成を図ります。

青少年健全育成事業については、「わんぱくアドベンチャークラブ」など、子供たちの自主性や創造性を大切にしたい体験活動の機会の充実にも努めます。

生涯学習には、地域の課題を住民が主体的に解決するなど、これまで以上に地域づくりに寄与することが期待されていることから、男女共同参画社会の形成や防災、環境保全、消費生活などといった地域課題への取組や参加意識が高まるよう、社会人への学習情報の提供や女性団体への支援・協力を進めます。

「幸齢者（高齢者）」の生涯学習の推進については、寿大学において、「幸齢者」が実生活に即した学びを通して、趣味の活動や社会参加による生きがいを高め、健康で豊かな「幸齢期」を過ごすことができるよう、講座内容の工夫、クラブ活動や宿泊研修の実施など、安心して楽しく学ぶことができるよう支援していきます。

また、令和8年度においても、高齢者と中学生の双方に共通する消費者教育の観点から北海道消費者協会と鶴居村消費者協会のご支援のもと、寿大学の学生と鶴居中学校の生徒と一緒に学ぶ事業を設けます。この事業は、高齢者・中学生双方にとっての異世代交流の機会とも考

えており、学校教育と社会教育の連携事業として実施します。

また、子供たちの読書活動の推進にかかわっては、鶴居村図書館、各校の学校図書館、家庭が連携して取り組む必要があると考えており、図書館司書による本の選定や各図書館の蔵書の効果的・合理的な整備を進め、図書の貸し出しや啓発事業の実施を通して、学校や家庭における読書活動の推進に取り組めます。併せて、読書習慣を形成する上で大きな役割が期待される学校図書館については、国の「学校図書館図書整備等5か年計画」に沿って、学校図書館の図書標準の達成、計画的な図書の更新などが図られるよう必要な取組を進めます。

イ スポーツを通じた心身の育成

次に、スポーツを通じた心身の育成についてですが、心身の健全な発達を促し、明るく活力ある地域社会を形成するうえで、スポーツの果たす役割は重要です。このため、村民が生涯にわたり、様々な機会や場所において、自主的に自身の適性や健康状態に応じてスポーツを行うことができるよう取り組めます。

具体的には、陸上教室、水泳教室、スキー・スノーボード教室など種目別のスポーツ教室を関係団体や指導者の協力を得ながら開催するほか、村民スポーツ・健康増進施設ファミスポ・アップにおいて、指定管理者や村内スポーツ関係団体と連携・協働して健康づくりやスポーツの普及に取り組めます。

なお、陸上競技において児童生徒が全道・全国大会を目指して懸命に取り組んでいることから、練習環境の充実に向けて実施した道内の陸上競技練習施設の視察成果も踏まえ、関係団体との意見交換を行い、施設設置環境やコスト面などの課題も含め、その在り方について具体的な検討を継続します。

また、少子化の中にあっても、子供たちのスポーツ活動や文化活動の機会を持続的に確保できるよう、学校部活動の地域展開を進めるため、令和5年度から検討を重ねているところですが、令和7年12月に文部科学省、スポーツ庁、文化庁から出された「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」に基づき、令和10年度までの前期改革実行期間で、土日の学校部活動を地域クラブ活動へ展開できるよう引き続き検討し、実施体制や環境整備計画の具体化を図っていきます。

さらに、スポーツや文化活動に優れた成績をあげた青少年の表彰事業は、青少年の日ごろの活動の大きな励みとなっていることから、引き続き実施していきます。

ウ 芸術・文化活動の推進

次に、芸術・文化活動の推進についてですが、村民が潤いと豊かさに満ちた人生を送るためにも、芸術・文化が日常生活の中で身近な存在であることが大切です。

このため、本村の芸術・文化活動の中心的な役割を担う鶴居村文化協会が文化祭をはじめとした多彩な活動を充実できるよう協力・支援をしていきます。

併せて、実行委員会形式で開催される「鶴居村音楽祭」などの取組を支援するとともに、鶴居村ふるさと情報館において、作品の展示など村民の身近な芸術鑑賞の機会

を提供できるよう引き続き取り組めます。

また、文化財保護について、まず「タンチョウとの共生」にかかわっては、「タンチョウと共生するむらづくり推進会議」がまとめた「タンチョウ鶴居モデル」の実現に向けた具体的な活動に対し、必要な支援を行ってまいります。併せて、鶴見台の安全で観察しやすい環境整備を行います。

旧鶴居村営軌道については、貴重な文化遺産としての保存や活用の在り方について、引き続き検討してまいります。

(3) 学びを支える環境づくり

第3は、「学びを支える環境づくり」についてであります。

学校教育の質の向上を図るためには、教職員間、学校間、学校と地域の連携・協働を推進することが必要です。

ア 地域と学校の連携・協働の推進

令和7年度から村内3校体制を機に再構築した、「地域学校協働活動」*7と「学校運営協議会」の一体的な推進を進め、学校を核とした地域との連携・協働体制となるよう整備を進めます。

イ 安全・安心な教育環境の構築

次に、学校施設の整備にかかわっては、今後老朽化が進む下幌呂小学校の設備や一部改修に向けて、学校関係者、関係機関等と検討・協議を進めてまいります。

ウ 教育の情報化の推進

また、令和2年度に導入した児童生徒の学習用タブレットについては、令和7年9月のWindows 10のサポート終了を機に、国の制度を活用して更新し、令和8年1月より新しい環境のもと活用が始まっています。

エ 学校の働き方改革の推進

最後に、学校における働き方改革については、昨年5月に策定した「鶴居村立学校における働き方改革鶴居村アクション・プラン第3期」に基づき各校で取組を進めるほか、令和8年より新たに策定した「鶴居村立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」により、教育職員の心身の健康保持・増進及び業務効率の向上等を図っていきます。また、「校務支援システム」の活用による校務・教務の効率化、学校全体の業務分担の見直しの継続を進めるとともに、「鶴居村共同学校事務室」の機能を活かして、学校事務の一層の効率化と学校間の連携、学校の業務改善を推進します。

3. むすび

以上、令和8年度の教育行政の推進について、主要な施策を中心に具体的取組の概要について申し上げました。

ふるさと・鶴居に誇りと愛着をもち人間性豊かな「鶴居びと」を育成し、地域づくりの一翼を担うことが教育委員会の使命と捉え、そのためにも、「教育は人なり」を大切に、教育委員会職員が一丸となってその使命を果たしてまいりますので、村民の皆様並びに議会議員の皆様のご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

*7 地域学校協働活動……地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びを支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動をいう。